**わくわく茨城生活実現事業における日立市移住支援金交付要綱**

（趣旨）

第１条　日立市は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第２期日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

２　当該移住支援金の交付については、県実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第２条　移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

２　18歳未満（申請日の属する年度の４月１日時点）の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

（対象者要件）

第３条　支援金の対象者は、本市に移住した者であって県実施要領第５の１（１）移住支援金の支給に掲げる要件のほか、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1)　本市の市税、国民健康保険料及び介護保険料に未納がないこと（納期限の到来しているものに限る。）

(2)　日立市暴力団排除条例（平成24年条例第１号）第２条の各号に定める暴力団関係者でないこと。

２　世帯の申請をする場合は、申請者を含む世帯員全員が前項に掲げる要件に該当すること。

（交付の申請）

第４条　移住支援金の申請者は、申請書（様式１）、就業先の就業証明書（様式２）、日立市移住支援金に係る宣誓書兼同意書（様式１別紙１）及び本人確認書類に加え、県実施要領第５の１（１）①移住等に関する要件を満たし、かつ、県実施要領第５の１（１）②、③、④及び⑤のいずれかの要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

２　県実施要領第５の１（１）④及び⑤の要件に該当する場合は、就業先の就業証明書（様式２）の提出を省略することができる。

（交付決定の通知）

第５条　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、申請日の属する年度の３月10日までに交付決定通知書（様式３）により、当該申請者に通知する。

２　前項に基づき交付を決定するときは、規則第６条の３に規定する交付すべき補助金等の額の確定を併せて行う。

３　審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（実績報告）

第６条　規則第６条の２に規定する補助事業等実績報告書の提出は省略する。

（交付の請求）

第７条　規則第８条に規定する補助金等交付請求書の提出は省略する。

２ 前項の規定に基づき、請求書の提出を省略した場合における請求日は、補助金確定通知書（補助金確定通知書を省略したときは、補助金等交付決定通知書）の日付とする。

（支援金の交付）

第８条　交付決定を行った申請者に対しては、申請から３か月以内に移住支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第９条　茨城県及び日立市は、茨城県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、茨城県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、茨城県と日立市が協議して定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。